

平成三十年十一月二十九日開会

川越市議会第五回定例会追加議案

(平成三十年十二月十二日提出)

議 案 目 次

議案第一二〇号 訴えの提起について

議案第一二〇号

訴えの提起について

本市が行った支払督促の申立てについて、次のとおり民事訴訟法第三百九十五条の規定により訴えの提起があったものとみなされることとなったため、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定により、議会の議決を求める。

平成三十年十二月十二日提出

川越市長 川 合 善 明

一 相手方

川越市

同所同番地

二 訴えの提起の趣旨

学校給食費の納付及びこれに対する遅延損害金等の支払いを求める。

三 本件の概要

生徒の保護者である相手方らは、生徒の在学中における学校給食費を納付せず、再三の催告にもかかわらず、その納付を行わなかったため、滞納している学校給食費の納付及びこれに対する遅延損害金等の支払いを求める支払督促の申立てを行った。これに対して相手方らから督促異議の申立てがあったため、訴えの提起があったものとみなされることとなったものである。

四 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (一) 控訴及び上告
- (二) 和解

提 案 理 由

学校給食費の納付等の支払督促の申立てに関し、訴えの提起があったものとみなされることとなったため、このように措置する必要がある。